

保健医療計画の主要項目及びその方向性

だれもが健康を保持、増進できるような地域社会を目指していくため、以下の主要項目に沿って施策を進めていきます。

(1) 健康づくりの推進

- ライフステージやライフコースに応じた区民一人ひとりの身体とこころの健康づくりを支援するため、食生活の改善や運動習慣の定着等及び、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康、がん等に関する正しい知識の普及と定着を推進します。
- 適切な睡眠の意義や取り方に対する普及啓発活動や、心と体の健康を保つために必要な知識等への理解を深めていくとともに、精神的な不調については、医療機関等専門機関の受診を勧めるなど、必要な支援につなげられる体制を整えてまいります。
- 女性は、生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動し、心と体にも様々な変化が生じるため、世代により注意すべき症状や病気が異なることから、ライフステージの特徴をとらえた健康づくりのポイントを周知、啓発してまいります。
- 生涯にわたり健康で豊かな生活を送るには、歯と口腔の健康の維持・向上が必要であり、歯科健診の受診勧奨や、健康維持のためのさらなる周知・啓発を行ってまいります。
- 主要死因のうち約3割を占める、がんに対する正しい知識の普及啓発や国の指針に基づく科学的根拠のある効果的な検診の実施と検診の受診率向上を図ってまいります。
- がん患者への支援やその家族等への支援を拡充してまいります。
- 妊娠・出産・子育て期では、切れ目のない支援の更なる充実と、各機関との連携体制の強化を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを進めます。
- 女性の特有の健康問題に対して、包括的に健康づくりを支援します。
- 食育については、個々に適した自分らしい食と健康づくりの実践とともに、食を大切にすること、食の安全について普及啓発を進めていきます。

(2) 地域医療の推進と療養支援

- 在宅療養の体制の構築を進めていきます。
- 東京都や医療関係団体などと連携し、医療法において定められた「地域医療構想」により、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせるまちの実現を推進します。
- 大規模災害の発生に備え、区内医療関係団体等と連携し、医療救護所で医療救護活動を行う医師等の名簿を更新するとともに、医師等を対象としたトリアージ研修の実施、災害用医療資器材・医療品の備蓄管理、防災訓練への参加、関係団体間における情報共有手法の確立等を着実に実施することで、災害時の医療救護体制の充実を図ります。
- 在宅人工呼吸器使用者の現状に合わせた災害時個別支援計画の作成を継続するため、関係機関の連携を強化し、支援体制を整えます。

- 精神医療保健対策では、入院医療中心から地域生活中心への移行を促進するため、精神疾患に対する誤解や偏見をなくし、当事者や家族等が地域で安定した生活を送ることのできる精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育に関する施策取組みを充実していきます。
- 精神疾患は自殺との関連が深いことからゲートキーパーの養成など自殺対策と連動した支援体制の整備を推進します。
- 難病や呼吸器疾患、アレルギー疾患の患者は長期で療養が必要なケースが多いため、患者のニーズに合わせた療養支援体制の充実を図ります。

(3) 健康安全の確保

- 新型コロナウイルス感染症のパンデミックに伴う入国制限等の緩和により、今後ますます発生リスクが高まる可能性のある新興感染症や再興感染症ⁱ及び食中毒などの健康危機から区民の健康を守るための迅速で的確な健康危機管理対策を、国や東京都及び医療機関等と連携して構築していきます。
- 予防計画や健康危機対処計画等に基づき、健康危機発生時の全庁的な支援体制の構築や訓練等の実施により、有事への備えを強化していきます。
- 感染症対策については、適時的確な方法による発生予防のための啓発を推進していきます。
- ICTⁱⁱの効果的な活用により、発生時の迅速な対応及びまん延防止に努めます。
- 定期予防接種ⁱⁱⁱの接種率向上に取り組むとともに、任意予防接種の費用助成を行うなど、適正に予防接種事業を進めていきます。
- 診療所や薬局等の医療機関、飲食店等食品取扱施設、理容・美容・クリーニング施設、公衆浴場、特定建築物^{iv}など、区民の健康に影響を与える事業者の法令遵守や自主的衛生管理が適切に実施できるよう情報提供・支援や監視・指導に努めます。
- 区民及び事業者に対して、食品の安全について、適切に情報提供を行っていくとともに、区民を対象にした住まいの衛生に関する啓発・相談事業を行っていきます。
- 動物の適正飼養指導により、動物に対する住民の理解と知識を深め、人と動物が共生できる地域社会を目指します。

ⁱ 新興感染症とは、これまで知られていなかった新しい感染症（新型インフルエンザ、エボラ出血熱等）をいい、再興感染症とは、既に克服したと考えられていたにもかかわらず、再び猛威を振るい始めた感染症（結核・デング熱等）をいう。

ⁱⁱ Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

ⁱⁱⁱ 予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた予防接種のこと。集団予防と個人予防の観点から特に重要と思われる疾病（ポリオ、麻しん、風しん、高齢者インフルエンザなど）が対象となる。それに対し、予防接種法の対象となっていないものを、任意予防接種という。

^{iv} 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する建築物で、興行場、店舗、事務所、学校等、多数の人が利用する相当程度の規模を有するものをいう。